第１６６回

高崎市都市計画審議会会議録

令和８年２月３日（火）

午後２時

高崎市役所１７階　第１７２会議室

出　席　者　一　覧

Ⅰ　出席委員

１番	清　水　公　美	３番	石　川　　　徹
４番	金　井　政　枝	５番	新　井　由　美
６番	大河原　吉　明	８番	坂　本　正　樹
１１番	本　木　秀　典	１２番	堀　越　芳　春
１３番	松　田　正　明	１４番	後　閑　賢　二
１６番	三　井　暢　秀	１７番	小　菅　博　司　（代理：唐澤交通官）
１８番	追　川　徳　信	１９番	佐　藤　俊　也
２０番	大　塚　信　秋	２１番	樋　口　達　夫
２２番	猪　岡　真　也	２３番	中　村　さと美

Ⅱ　出席幹事

都市整備部長	瀧　上　幸　治
下水道局長	大　塚　　　篤
建設部長	奥　野　正　佳

Ⅲ　市出席者

副市長	兵　藤　公　保
都市整備部次長	木　村　泰　久
都市計画課長	塩　野　健　児
下水道局総務課長	井　上　忠　夫

Ⅳ　事務局　　８名

Ⅴ　傍聴者　　０名

報道機関　　０名

１　開　会

事務局

　本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第166回高崎市都市計画審議会を開催いたします。少し手狭な会場となっておりますので、普段とレイアウトを変更させていただいております。何卒ご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日の資料の確認からさせていただきます。事前にお配りしております資料が、名簿、議事日程、議案書、Ａ３サイズの添付図面、都市計画道路見直し方針の素案一覧表、及び評価結果図でございます。また追加資料として、机上に都市計画道路見直し方針の素案の見方と書かれたＡ４サイズ１枚の資料をお配りさせていただいております。不足等はございませんでしょうか。

　続きまして、本日の審議会に際しましての出席状況をご報告いたします。本日は２番委員Ａ、７番委員Ｂ、９番委員Ｃ、10番委員Ｄ、15番委員Ｅ、24番委員Ｆよりあらかじめ欠席とのご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

　本日の都市計画審議会ですが、ただいまご報告いたしましたとおり６名の欠席となっておりますが、委員の２分の１以上の出席を得ておりますので、高崎市都市計画審議会条例第６条第２項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。また、本審議会は、高崎市都市計画審議会議事運営規則第12条の規定に基づいて公開としておりまして、傍聴の受付をいたしましたところ、傍聴の希望者はございませんでしたのでご報告いたします。

２　会長挨拶

事務局

　続きまして、会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

会長

　本日は何かと騒がしいというか、選挙でお忙しい中かと思いますが、お集まりいただきましてありがとうございました。選挙も今度の日曜日ということで、少しでも良い方向に向かえばということを願っていますが、この審議会もごく微力ということだと思いますが、国が良い方に向かうようになる審議会ですので、本日はよろしくお願いいたします。

事務局

　ありがとうございました。

３　議事

事務局

　それでは、只今より議事に入りますが、以降の進行につきましては、高崎市都市計画審議会議事運営規則第６条第１項の規定により、会長にお願いいたします。

第１　会議録署名人の指名

会長

それでは、着座にて進めさせていただきます。これより議事に入りますが、いつもどおり議事の第１で、会議録署名人の指名を行います。これについては規則 13 条２項の規定により、議席４番の委員Ｇさんと議席５番の委員Ｈさんを指名したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

第２　議案

会長

引き続きまして、第２の議案になります。まずは議案第 444 号 高崎都市計画道路の変更及び議案第 445 号 高崎都市計画道路の変更について、この２つは関連があるということで一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

都市計画課長

都市計画課の塩野でございます。それでは、議案第 444 号 高崎都市計画道路の変更（３・４・18 号 高崎前橋線）、議案第 445 号 高崎都市計画道路の変更（３・２・50 号 本町江木線）の２議案について、関連がございますので一括してご説明いたします。なお、議案第 444 号は群馬県が定める案件でございまして、群馬県より意見聴取がありましたので本審議会にお諮りさせていただくものでございます。また、議案第 445 号につきましては高崎市決定の案件でございます。

それでは前方のスライドをご覧ください。こちらは総括図でございます。赤や青色で着色しお示ししておりますのが、今回変更を予定しております都市計画道路でございます。南北のラインが、都市計画道路３・４・18 号高崎前橋線でございまして、道路名は主要地方道前橋高崎線、群馬県が管理する道路でございます。中央部の赤色で示している箇所が今回変更する区間でございます。東西方向のラインが、都市計画道路３・２・50 号本町江木線でございまして、本町３丁目の交差点から東に伸び、JR 上越線をアンダーパスし、高崎前橋線と接続する都市計画道路でございます。赤色で示しております高崎前橋線との接続部が今回変更する箇所でございます。

まず、高崎前橋線の変更内容につきまして説明させていただきます。高崎前橋線でございますが、今回変更する区間は、国道 354 号から主要地方道高崎駒形線までの延長 671mの区間でございます。現在の都市計画決定は平成 12 年４月 18 日に最終変更を行ったもので、車道が片側３車線、全体幅員 32mの計画となっております。本区間の事業化に伴い、群馬県が最新の交通量をもとに詳細な検討を行った結果、片側２車線でも発生する交通量を処理できる結果となりました。よって本区間を片側車道２車線、全体幅員 27mに変更しようとするものでございます。ここで、議案書にございます３ページ、新旧対照表をご覧ください。表中の車線数・幅員についてでございますが、都市計画決定図書の車線数と幅員は路線全体の代表値を表すこととなっておりますので、今回の変更である６車線から４車線への

変更、及び幅員の表示は変更がないものとなっております。前方のスライドにお戻りください。続きまして、道路の構成についてご説明いたします。高崎前橋線の変更後の道路構成でございますが、幅員3.25ｍの車道が片側２車線、その外側に自転車道と歩道をそれぞれ２ｍ設けておりますが、この歩道と自転車道を植樹帯で分離しまして、歩行者・自転車の安全を図っており、全体でいきますと27.0ｍの道路幅員とする計画としております。

続きまして、本町江木線の変更内容についてご説明させていただきます。高崎前橋線の幅員が減少するのに伴いまして、本町江木線の東側終点部の隅切り位置が東側に約２㎝から43㎝延伸いたします。都市計画決定図書では路線の延長を10ｍ単位で示しておりますので、表記上は全体の延長の変更はございません。

続きまして、高崎前橋線の今後の道路整備のスケジュールでございます。群馬県に確認いたしましたところ、今年度から測量業務に着手しておりまして、来年度は補償調査・用地買収に着手していく予定であると伺っております。令和９年度以降道路工事に着手いたしまして、この区間の完成は令和16年度を予定しているとのことでございます。

続きまして、都市計画法に基づく法定手続きの経過と、今後の予定につきましてご説明申し上げます。都市計画法第16条に基づく住民意見反映措置につきましては、令和７年８月７日・８日に、関係権利者及び周辺住民を対象に説明会を開催し、参加者は延べ74名でございました。令和７年10月３日から２週間、公述人の受付と原案の閲覧を行いましたところ、高崎前橋線の閲覧者は０名、公述申し出が１件ございました。また、本町江木線の閲覧者は０名、公述の申し出はございませんでした。高崎前橋線につきましては、公述人が１名おりましたので、10月30日に公聴会が行われたと報告を受けております。次に、12月５日から２週間、都市計画法第17条に基づく縦覧に供しましたところ、縦覧者は高崎前橋線が０名、本町江木線が１名で、意見書の提出はございませんでした。以上がこれまでの都市計画法に基づく法定手続きの経過でございます。なお、今後の予定でございますが、高崎前橋線につきましては、本日お諮りさせていただきました内容のとおりご答申いただけましたら群馬県都市計画課あてに市の意見を報告いたします。その後、群馬県都市計画審議会の議を経て、都市計画決定告示となる予定でございます。本町江木線の決定告示は高崎前橋線の告示と同日で行う予定でございます。

以上、議案第444号、議案第445号についての説明となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。要するに現在、芝塚の交差点からトヨタに至るぐらいですか、片側１車線でかなり混んでいるところかなと思いますが、当初片側３車線にするという計画があったんですが、そこまでしなくてもいいだろうということで片側２車線にして、そうすればそれだけ早く実現するということにもなろうかなと。その分、歩道も少し広くなるということのようです。その関係で隅切りの問題があるので、そこから本町の方に向かう予定の道路に隅切りを作る、このようなことになるんですが、これについてご意見、ご質問等は

ございますでしょうか。

委員Ｉ

いただいた図面、図－２で、今回２車線になるということで、地図で言うと左側の十字路手前の部分は実質１車線で、右折路・左折路になっていますが、ここも２車線になるという理解でよろしいですか。前橋方面に行くと、真ん中が１車線で右折路・左折路ということになっていて、こっち側から２車線になるということは、向こう側も２車線になるという理解でよろしいですか。

都市計画課長

お答えいたします。ご指摘にございます交差点につきましては、いわゆる八間道路のアンダーパスを整備した時に合わせて整備をした交差点でございまして、今の形としては暫定形という形になっております。この赤く示させていただきましたとおり、４車線化の工事が終わりましたら、本格的に２車線で前橋方面に抜けられるような形になると計画しております。

委員Ｉ

ありがとうございます。

会長

よろしいですか。前橋方面が今１車線だけなのが２車線になるということですね。他にございますか。ないようでしたらお諮りいたします。議案第 444 号及び第 445 号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか？

＜異議なしの声＞

異議なしと認めます。よって議案 444 号、445 号は原案のとおりといたします。

続きまして、議案第 446 号 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道の変更と、447 号 榛名都市計画下水道高崎公共下水道の変更について、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

都市計画課長

はい。それでは議案第 446 号 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道の変更及び、議案第 447 号 榛名都市計画下水道高崎公共下水道の変更の２議案について、関連がございますので一括してご説明いたします。なお、本案は市が定める都市計画でございまして、本審議会にお諮りさせていただくものでございます。

それでは初めに、議案第 446 号 箕郷都市計画下水道高崎公共下水道の排水区域の変更についてご説明いたします。前方に映しておりますものが総括図でございます。黒色のハッチングで囲まれた区域が現在の都市計画決定の区域でございます。今回新たに追加する区域

を赤のハッチングで囲んでおります。追加する区域は箕郷地域の南部に位置する下芝で、榛名白川と北陸新幹線の交差部の少し東側、西毛広域幹線道路の南側の場所になります。こちらが計画図となります。今回追加する区域のうち、既決定区域として接している区域はすでに下水道整備が完了している区域に隣接していて、既排水区域と一体で計画に位置づけたほうが汚水処理が効率的になることから、下水道整備を推進するために排水区域を拡大するものでございます。本計画とおり区域を追加いたしますと、箕郷地域の排水区域は現在348ha が都市計画決定されておりますが、約５ha を追加いたしますので、変更後の面積は約353ha となります。

続きまして、議案第 447 号 榛名都市計画下水道高崎公共下水道の排水区域の変更についてご説明いたします。こちらは総括図でございます。先ほどと同じように黒のハッチングで囲んだ区域が現在の都市計画決定区域でございます。新たに追加する区域を赤のハッチングで囲んでおります。榛名地域の南部にある上大島町で、高浜クリーンセンターから南にすぐの場所になります。こちらが計画図となります。新たに追加する区域は既決定区域と隣接していて、既排水区域と一体で計画に位置づけたほうが汚水処理が効率的なことから、下水道整備を推進するために排水区域を拡大するものでございます。本計画とおり区域を拡大いたしますと、榛名地区の排水区域は、現在約 389ha が決定されておりますが、約１ha を追加いたしますので変更後の面積は約 390ha となります。

続きまして、都市計画法に基づく法定手続きの経過と今後の予定につきましてご報告します。都市計画法第 16 条に基づく住民意見反映措置につきましては、令和７年 12 月８日に説明会を開催し、参加者は０名でした。令和７年 12 月９日から２週間、公述人の受付と原案の閲覧を行いましたところ、閲覧者は０名、公述人の申し出はございませんでしたので公聴会は中止といたしました。次に、令和８年１月５日から２週間、都市計画法第 17 条に基づく縦覧に供しましたところ、縦覧者は２名、意見書の提出はございませんでした。以上がこれまでの経過でございます。なお、今後の予定ですが、本日お諮りさせていただきました内容のとおりご答申いただけましたら、群馬県と協議の後、速やかに決定告示を行う予定でございます。

以上、議案第 446 号、第 447 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。下水道設備が伸びる関係でこういう地域をやるということですね。これについてご質問、ご意見等はございますでしょうか。ちなみに、排水地域について権利制限があるかないかについては、いかがでしょうか。

総務課係長

この地域については、特に権利等の制限はないと思います。以上でございます。

会長
ありがとうございます。伸びても便利なことはあるにしろ、逆に不利なことはないと、こういうことですね。ありがとうございます。それではご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員Ｊ
排水の区域を増やすということですけれども、予定した計画の面積だとか色々の枠があろうかと思いますが、こういう風にして増やして、どのくらい増やしていくのでしょうか。下水道の全体計画の中でですね。

総務課係長
今回提案させていただいている区域につきましては、群馬県の流域下水道に接続する流域関連公共下水道となっておりまして、玉村町にある県央水質浄化センターで処理されております。そちらの能力の関係で無制限に広げることは不可能なんですけれども、ある程度その能力に不足がないような状況で広げるような形を、県内11市町村の中で調整させていただいているような形です。

委員Ｊ
制限があるかと思いますけれども、例えば今度、高崎市が飛行場跡地ということで市街化編入するわけですが、一応、群馬地域の方も枠があろうと思うんですが、その辺についてちょっと心配だったから聞きました。

総務課係長
県央処理場の能力につきましては、高崎市公共下水道事業の全体計画区域というものが定められておりますので、今設定してある面積の中には、飛行場跡地の区域も入れてますので、今後状況によって広げるようなことがある場合でも、制限がかかることはないと思っております。

委員Ｊ
分かりました。ありがとうございます。

会長
他に何かご質問ございますでしょうか？ないようでしたらお諮りいたします。議案446号、447号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
＜異議なしの声＞
異議なしということで、この２つについては原案のとおりといたします。
それでは議案は終わりですが、報告事項があるということで、高崎市都市計画道路の見直し方針について事務局よりご報告をお願いします。

都市計画課長

それでは、高崎市都市計画道路の見直し方針についてご報告いたします。前方のスライドをご覧ください。初めに、本市の都市計画道路の状況についてご説明申し上げます。本市の都市計画道路は昭和 11 年に高崎駅西口線を始めとする 12 路線が決定され、現在では 132 路線、延長 314.5km が都市計画決定されております。総延長 314.5km のうち、整備済みは 157.6km、事業中は 25.7km、未着手の延長は 131.2km で、未着手の割合は全体の 42%となっております。都市計画道路の見直しについてでございますが、全国的に見ましても都市計画道路の約３割が未着手となっており、その多くが都市計画決定から 20 年以上が経過した長期未着手の路線となっております。このようなことから、都市計画に関する技術的な助言を定める都市計画運用指針においては、長期未着手の都市計画については必要性の検討を行い、見直しを行うことが望ましいと明言されております。これを受けまして、国土交通省では都市計画道路の見直しに関する手引き書を示し、それに基づく群馬県のガイドラインも整備されております。

続きまして、都市計画道路の見直しの背景でございます。高度経済成長からバブル経済の崩壊を経て、少子高齢化の進行等、社会経済情勢が大きく変化している中、都市計画道路に求められる機能や役割も、都市計画決定時とは変化が生じてきております。人口減少や人口構成の変化に対応し、限られた財源で最大の効果を発揮する道路整備が必要となっております。また、都市計画道路の区域内に建物を建てる場合には、都市計画法第 53 条の規定により高崎市長の許可が必要になり、その構造につきましても一定の制限が課されることになっております。よって、将来にわたって持続可能なまちづくりを効果的かつ戦略的に進めるため、未整備となっている都市計画道路において、その役割や必要性を再検証し、新たな道路ネットワークを構築していくため、今回都市計画道路の見直しを行ってまいりました。

本市の都市計画道路の見直しにつきましては、群馬県が策定している都市計画ガイドライン 都市計画道路の見直し編、これに基づきまして実施しております。ガイドラインでは見直し手順のフローチャートが示されており、第１段階の将来都市像の整理から段階的に都市計画道路の必要性及び実現性を検証し、将来的な道路ネットワークとしての交通需要の観点から計画道路の交通処理能力を検証し、第７段階の見直し方針の作成を行ってまいりました。

ここで、見直し路線の検証内容についてご説明いたします。まず第３段階の路線の必要性の検証ですが、ステップ１として、都市計画決定した時点と現在等を比較し、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画の位置づけの変化を検証します。２つ目に社会情勢の変化に伴う交通需要の変化や、関連事業として計画された区画整理事業や道路整備事業の位置づけの変化による検証をいたしました。続いてステップ２として、道路に求められる機能を計画決定時と現時点で評価することにより、必要性の変化が生じていないかを、都市計画審議会の委員の皆様にもご協力いただきながらアンケートを取らせていただきまして、それぞれポイントで加点・減点というかたちで、交通機能・空間機能・市街地形成機能の３点について、計画時と現在の２時点間で、位置づけ等が上昇した項目については加点、下降

したものについては減点と、定量的に評価を行っております。さらにステップ３として、周辺道路に路線の機能を振り替えられるか、いわゆる代替路線の有無についても検証しております。第４段階の路線の実現の検証では、第３段階の検証の方針を踏まえて、地形地物との不整合の確認を行い、道路構造令との準拠を確認をいたしました。第５段階では総合評価として、第３段階の路線の必要性と第４段階の路線の実現性の検証を踏まえ、各区間ごとに存続候補、変更候補、廃止候補に分類し、暫定見直し案を作成いたしました。さらに、第６段階のネットワークの検証では、市内全体の主要道路のネットワークを構築し廃止・変更候補とした路線を反映した将来交通量の推計を行い、ネットワークを検証いたしました。この検証によりまして、廃止・変更による交通負荷が他の路線に影響を与えないことや、代替路線とした路線が機能することを確認しております。

それでは、検証結果についてご説明させていただきます。本見直しは都市計画道路 132 路線のうち、未着手区間を含む 72 路線を見直し対象といたしました。また、交差点等における道路特性の変化を考慮し、各路線を細分化、129 の区間に分けて評価を実施いたしました。検証の結果、見直し方針といたしまして、廃止候補が 15 区間、存続候補が 107 区間、７区間を変更候補といたしました。こちらが見直し評価結果図でございます。お手元にお配りしてございます図面と同じものでございます。赤で示した区間が廃止候補、黒で示した区間が存続候補、青色で示した区間が変更して存続する候補でございます。

また、見直し方針について広く意見をお聞きするためにパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントは、令和７年 11 月４日から 11 月 28 日までの期間で行い、市ホームページ等で公表し、意見の受付を行いました。その結果１名の方から１件の意見が提出されました。意見の概要につきましては「道路整備の見通しを知りたい、必要な道路を新たに計画して作ってもらいたい」というものでございましたので、このご意見は今後の道路整備の参考にさせていただこうと考えております。

続きまして、今後の予定でございます。本日、都市計画審議会でご報告させていただきましたので、この後、見直し方針を市ホームページで公表してまいりたいと考えております。また令和８年度以降になりますが、順次、本方針で廃止候補または変更候補となった路線を対象として都市計画決定手続きを開始し、廃止・変更の手続きを進めてまいりたいと考えております。以上、誠に雑駁ではございますが、都市計画道路見直し方針の説明となります。よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。見直しということで、正式に廃止なり変更するという時はその都度議案にかけるということですね。それでは、それについてご質問等ございますでしょうか。

委員Ｋ

お世話になります。１点だけ確認したいのですが、見直しに関わる交通量の調査は、どの

ような方法でやっているのか教えていただけますか。

都市計画課長

お答えいたします。基本的にこの将来交通ネットワークの検証でございますけども、道路交通センサスという調査がございまして、その交通量の結果をもとにシミュレーションを行っているものでございます。

委員Ｋ

その交通量の調査で、例えば私が勘違いしてたら申し訳ないのですが、年に１回だとかその期間でやっているのか、一定の期間の中で全部見直しにかかるものについて調査をしているのかという点についてはどうなのかお伺いします。

都市計画課長

交通センサスにつきましては、５年に１回行っている調査でございます。

会長

他にありますでしょうか。ないようでしたら、ここは以上とさせていただきます。

それでは他に、事務局の方から何かご連絡等ございますか。

事務局

今後の審議会の予定についてご報告申し上げます。現時点で次回の開催予定はございません。開催日程が決まりましたら、また改めて皆様の方にお知らせさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。では最後、全体を通して何かご意見やご質問ございますでしょうか。ないようですので、以上を持ちまして第 166 回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。